



あらためて

「男女共同参画」を考える

現代は性的少数者＝LGBT Q等の方々への認識も深まってきて、性の多様性という観点があります。本稿では便宜上、身体的な女性・男性という2区分を前提に書きます。

「男女共同参画の推進」は、日本でも、もう長らくの掛け声です。国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が、平成27年に「女性活躍推進法」が制定され、本町では平成25年に「日南町男女共同参画推進条例」が施行されています。これらに沿って、国・地方の行政や民間団体でいろいろな取り組みが行われてきました。

しかし、国際機関が各国の男女間の格差を数値化して付けている順位で、現在日本は156カ国中格差の小さい方から数えて120位です。「先進国」を名乗る国としては、この分野ではかなり遅れていると評価されています。個人的にも、昨夏の東京五輪に伴う出来事や論評から、男性優位、男性主導の日本社会が今もあまり変わっていないことに気づかされました。

日南町に目を向けると、現在自治会長さんや町議会に女性の方はいらっしやいません。これらのいわゆる「社会進出」だけが共同参画ではありませんが、自治組織の意思決定や町政の議論の場に女性の視点・視座、価値観が必要というのは言うまでもありません。それを進めることも当センターの役目です。ここ数年のコロナ禍のために啓発の研修やイベントを開催できない事情もありますが、このテーマの難しさも痛感しています。人類誕生以来の性差に関わることなので難しく、当たり前なのですが、日本での議論の例を挙げ

てみます。

「夫婦別姓」を巡る議論

近年、制度改革の必要性が言われながら進展がない案件に「夫婦別姓（選択制含む）」の導入があります。婚姻にあたって夫婦いづれかの姓に合わせるのが現行です。多くの場合、女性が男性の姓に変わることが多いです。すると、女性は結婚までに築いてきた「自己」の一部を失う結果になります。社会的には旧姓で築いてきた信頼や知名度が薄らぎ揺らぎます。国会議員や芸能人の方が旧姓のまま名乗られるのはこれが要因でしょう



う。内面的にも「自分」を変え、ることを強いられます。女・男問わず、個人としての権利や尊厳が守られるべき、というのが日本でも現代の一般的な人権感覚だと思えます。

しかし、その一方で強い反対意見があります。いろいろ理由はありますが「夫婦、家族の絆が崩壊する」というのが代表的です。我が国の社会保障は財政運営が厳しく、年金支給、介護保険、医療保険制度が縮小して、支えあう大家族に戻るしかない将来も現実味を帯びてきているので、一概に否定できないところかもしれません。

また、「女性の社会進出」や「女性活躍」一辺倒のスローガンは、家事労働専業の女性への圧力になり、差別につながるという声もあります。多様性の認め合いと相反するとも言えます。わずかの例だけでも難しいですね。コロナ禍が過ぎたら、学び議論する機会を用意しますので、ぜひご参加ください。

